令和4年度 福島町財政健全化判断比率報告書

福島町

目 次

1.	一般会計及	ひで特別会計健全化判断比率審査意見5
	一般会計則	才政健全化審査意見書6
	浄化槽整備	情特別会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・ 7
	水道事業会	計経営健全化審査意見書······8
2.	総括表①	健全化判断比率の状況・・・・・・・・・・・9
3.	総括表②	連結実質赤字比率等の状況・・・・・・・ 1 0
4.	総括表③	実質公債費比率の状況・・・・・・・・ 1 1
5.	総括表④	将来負担比率の状況・・・・・・・・・・ 1 2

福 監 号 令和5年8月8日

福島町長 鳴海 清春 様

福島町監査委員 本庄屋 誠

福島町監査委員 高田 重美

令和4年度一般会計及び特別会計健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査 に付された令和4年度一般会計及び特別会計に係る健全化判断比率を審査した結果 について、別紙のとおり意見書を提出します。

記

- 1. 令和4年度 一般会計財政健全化審査意見書
- 2. 令和4年度 净化槽整備特別会計経営健全化審査意見書
- 3. 令和4年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

表1 監査委員による財政健全化審査(財政健全化法第3条①)

令和4年度 一般会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和4年度	早期健全化基準	備考
 主質赤字比率 	(%)	(%)	
① 天貝亦于几乎		15.0	
② 連結実質赤字比率	_	20.0	
③ 実質公債費比率	9.8	25.0	
④ 将来負担比率	7. 5	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、-4.01%となっており、早期健全化基準の15%と比較するとこれを下回っている。

- ② 連結実質赤字比率について
 - 令和4年度の連結実質赤字比率は-31.26%となっており早期健全化 基準の20%と比較するとこれを下回っている。
- ③ 実質公債費比率について 令和4年度の実質公債費比率は9.8%となっており、早期健全化基準 の25%と比較するとこれを下回っている。
- ④ 将来負担比率について 令和4年度の将来負担比率は7.5%となっており、早期健全化基準の 350%と比較するとこれを下回っている。
- (3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。

令和4年度 净化槽整備特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和4年度	経営健全化基準	備考
 ① 資金不足比率 	(%)	(%)	
(1) 貸金不足比率	_	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和4年度の資金不足比率は0%となっており、経営健全化基準の20% と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和4年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和4年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	(%)	(%)	
1 頁並不足比平	_	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和4年度の資金不足比率は0%となっており、経営健全化基準の20% と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和4年度決算)

	35.0	30.00	20.00	財政再生基準	24,390	2,673,284
0.066	0.62	70.00	00.61	平朔(唯汪化) 本中	うち臨時財政対策債 発行可能額	(千円)
0 036	0 36	00 06	15 00	日田田		標準財政規模
(美位:%)				0	↑※必ず選択して下さい。	
					5.町村	団体区分
7.5	8.6	l	-	福島町	北海道	013323
将来負担比率	実質公債費比率	連結実質赤字比率	実質赤字比率	市区町村名	都道府県名	地方公共団体コード
(単位:%)						

北海道福島町	(単位:千円)	資金不足•剰余額 (分母比)	650,825										43 0.0												835,920 31.3		**
団体名		会 計 名	福島町水道事業会計										福島町浄化槽整備特別会計													政規模	連結実質赤字比率 (%)
				扺	通知造成	甲業以外	선	継	枡	型 担 4	送 事	₩				郑		光 造成車	滷****	< ₩	 (±)	継	化對視	成事業	K		
		(分母兄)	4.0		<u> </u>		<u> </u>	1010		4.0	100.0	*		1.4	1.2		0.4		<u> </u>		<u> </u>	771					
大算) Ver.04.00		実質収支額	107,432							107,432	#	-4.01	宝好心专婚	36 891	31,331	0	9,398								直で表示されます。		
総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (令和4年度決算)		会 計 名	一般会計					∜К 補左		- 1	1	実質赤字比率 (%)	# *	国民健康保险特別会計	1世紀に はいい はい はい はい は は は は は は は は は は は は は	後期高齡者医療特別会計	国民健康保険診療所特別会計							》 中第三十分工事故中第三十分国外的	※ 天貞牧父人は陸祀天貞牧父が赤ナてめる物曰、 「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。		
(CA)	1		1 1								1	- 1															

年度決算)
(令和4
の状況
費比率(
実質公債
総括表③

2
2
٩
S

北海道福島町

団体名

	の倒石維だなで原準に			
(II)	密度補正により 基準財政需要額 和償還会をかた元 利償還金ので 元利償還金(ただ し、④~⑦に係 るものは、地方 を基礎元人債置額 を基礎元人債置額 を基礎にして質 入されたものに			
(災害復旧費等に 係る基準財政需 要額 要額	375,238	384,387	389,946
6	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	52,781	47,842	48,748
<u></u>	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	42,300	39,820	34,883
©	— 時借入金の利子 子	349	323	284
9	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	314	260	260
(n)	一部事務組合等 の起こした地方 債にがてたと認 及られる情助金 又は負担金	65,515	76,580	76,789
4	公営企業に要す る務費の財源と する地方債の償 たと認められて たと認められて 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	9,015	888'6	15,320
<u></u>	満期一括償還地 力債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①素 「ウ」欄の数値 を転記)			
0	積立不足額を考 慮して算にした 額 (3 ①表 二 x 1 欄の数値 を転記)			
Θ	元利償選金の額 (繰上償還額等 を孫く) (3 ⑤ 人表 「元利億選 金) 欄の数値を 転記)	598,431	610,900	602,982
		令和2年度	令和3年度	令和4年度

実質公債費比率 (単年度)	9.96954	9.77170	9.93730
	令和2年度	令和3年度	令和4年度

(G) 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が にやめる額 (特別区のみ記 入)

(1) 臨時財政対策債 発行可能額

普通交付税額

(I2) 標準稅収入額等

実質公債費比率 (3カ年平均)

実質公債費比率 (単年度)	9.96954	9.77170	9.93730
	令和2年度	令和3年度	令和4年度

実質公債費比率 (単年度)	9.96954	9.77170	9.93730
	令和2年度	令和3年度	令和4年度

24,390 91,714

1, 757, 915 1, 958, 514 1, 955, 797

639,842 693,800 693, 097

令和2年度 令和3年度 令和4年度

ı		○ leth			
		る条も第	314	260	260
	⑥の内訳	子補給に係る (政令第123 号)	(S)	2	7
		a を に 無			
		権权(
		子()			
		堂の4			
		その他にわらに増 ずると認められる もの(省今第7条 第8号)			
		つつ 継			
		れめ合			
		性と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
		6,000			
		く…ナドこう			
		込引 2 覆 0 条外 き け 行 支 第			
		国体区外の金融の一個大学の一個大学の一個大学の一個大学のでは、 第二年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年			
		生貨房賃分合団務合務経第			
		公のた該す省) 尹信求信さる			
		地方公共 の者の債別 受けた場合 る当該債 に要する に要する 日日(省令)			
		対の変をに出て			
		は保 の 登 の 発 の を を が の が の が の が り の が り の り の が り が り が り			
		はの動し			
		又後短罪			
		 (((((((((
		損にに出ら 失係要(予			
		Init at Address teb			
		社会福祉法人が施 (最少な)に (借り入れた借入を) (の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)			
		人た借すて			
		止臭して冷谷のた対策			
		福建人還省)			
		生改善の力 5会の負債(予			
		済職譲に省りを記律の思い			
		共た償め 。号			
		掛つ彫がみす			
		後 ===			
		公が宅受うて			
		祖組圓渡文令 方合住を対策 公が完受之の (2017)			
		497 116 / EF 144 - EF 1460			
		事政宪法び境行負条 第6 ノ狍甲ジ担領			
		良行研政及票のるア			
		地伍総立幾去幾对合 改立合行権人権才第			
		土に林独源政会に省)			
		国宮士地改良事業 並び役金立行政を 所、独立行政を 所、独立行政法 水資源機構及の強 生保全機構の行 生保全機構の行 事業に対する負担 金(省令第7条第 金(省令第7条第 金(省等第7条 金)3号			
		5 五省協定 日 7、利便施 3) 7、利便施 3) 5 ために 月 7 まめの (省 2) 5 ちの (省 2 5) 5 等 2 号) 4 金 第			
		協便設に担じる			
		丘 せた券…の存 省利施め負の2			
		るり公る債る条			
		ゆよび取た係て			
		いわゆる五省階 (蜂により、利何 関及び公共施設 関い取る大技施 行った債務負担 為に係るもの 合第7条第2号			
		の迷し			
		条に第る条ト			
		業庁省に為合			
		₩ 型 [∞] ⊕			
		7万 1 事業に 3%負担行済 3%の(省今 5第1号)			
		L 徳る条 京務さ解			
			崽	壊	令和4年度
اي			2年	3年	4年
参考)			令和2年度	令和3年度	和
*	/	/	<₽	<\P	<\P
	\angle				